

三河国花園村豪農寺田家の地域金融について

大塚英二

はじめに

近世豪農の研究は、服部之總⁽¹⁾氏の示唆を受けた藤田五郎氏⁽²⁾による幕末維新期の社会経済の担い手たる豪農研究を嚆矢として、その後は世直し状況論から近世・近代を通時的に見ようとする佐々木潤之介氏のいわゆる豪農—半プロ論⁽³⁾が近世期全体を通じて非常に大きな豪農の枠組みを措定するに至り、近世史研究上の「壁」の一つとして聳え立ち続けている。それに対し、渡辺尚志氏⁽⁴⁾や岩田浩太郎氏⁽⁵⁾らが新たな豪農範疇を設けたり、豊かな実態的側面を描き出したりしているが、いまだ完全に乗り越えることは出来ていない。筆者も佐々木豪農論に触発されながら、運動論として、豪農の対極にあるのは決して半プロ的存在ではなく、近世的な小百姓であり、彼らを取り巻く村共同体の意味を、融通論として（佐々木豪農論には高利貸しの議論はあっても融通の議論は不十分だと考えていた）改めて問うことを提起した⁽⁶⁾。

大雑把ではあるが、以上のような研究史を踏まえ、近年、豪農の地域金融について研究が進んできていることはきわめて重要である。筆者もまた遠江や尾張の事例研究を通じて、地域における豪農の社会的役割、あるいは地域や領主への依存関係等について検討を加えてきた⁽⁸⁾。その到達点に立ち、新たに三河地域での事例を加えることで、豪農の地域金融の意味を更に深く理解することが出来るように思う。以下、豊田市史編さんの過程で得ることの出来た花園村寺田家の史料を駆使して、豪農の地域・村共同体、ひいては個々の百姓成立にかかわるところで金融の問題を検討してみよう。

検討に入る前に対象となる寺田家とその存する地域の状況、支配関係について簡単に触れておく。寺田家は三河国碧海郡花園村（現豊田市南西部）という平場農村で酒造業ほか様々な商業活動を行う多角経営の豪農であり、元禄期の持高は四六石余、明治初年には一四五石余を有する、地主的には中規模の豪農であった。経営全体の分かる史料に乏しいが、天保十二年（一八四一）正月に前年の徳方、即ち収入から必要経費を差し引いた儲けをまとめた史料⁹⁾が残されており、それによると、手作りの作物の販売によって金八五両一分余、質利息によって三六両一分余、米相場で三両二分余、綿の売買で七両二分余、肥料の売買で一六両三分余の収益のあったことが確認できる。その合計は、約金一五〇両であったと推定される。それに対して、相当量の家計消費分と奉公人給金が控除されて、最終的な単年度当たりの家産剰余分が算出できる。ちなみに、奉公人給金は天保六年時では金三四両一分二朱であるから、多額であったと推定される。実際を含め、金一一五両程度で家計を賄わない限り、寺田家の収支は赤字となっていたと思われる。この点から見ても、決して家政規模の大きな豪農であったとは思われない。

身分格式にかかわっては、平日の帯刀を許されるほか、苗字免許においては「永々」であり個人一代限りを通常とする免許とは異なり、「家」に対して与えられたものと理解でき、寺田家の沼津藩政上の役割の大きさがうかがい知られる。藩主への御目見えも頻繁であり、御用達の中でも元締め格である「御用達肝煎」を長く勤めていた¹⁰⁾。

同家はいわゆる中世的な土豪から近世の豪農へ転じたものではなく、もともとの出自は和泉国堺の商人であったと伝えられる。戦国期もしくは近世初頭に堺より刈谷に来住した商人がそのまま「土着」し、そこから分出する形で元禄以前に花園村に入った可能性が高い。寺田家は村方地主として成長したというよりも、当初より商業経営を中心として成長し、その過程で地域の中で一定の地主的成長をみたとと思われる。近世中期までは村役人をしていない時期もあったが、駿河沼津藩飛び地支配大浜陣屋の御用達として、一村役人レベルではない地域有力民として地域支配・行政に深くかわり、領主への財政的関与も大きかった。村政においては村役からは早々に離れ、その分家筋の者が名主としてかわり、本家は地域行政というように役割分担していたと考えられる¹¹⁾。

以上のように、若干農業経営者としては地域から遊離していた感は否めないが、地域に広く関わる一豪農の金融活動のあり方を、以下具体的に見ていこう。

1 地方御用達としての金融的役割

沼津藩地方御用達としての寺田家の役割は、同家に残された「御用留」から直ちにうかがい知ることができる。天保十二年（一八四二）正月の年紀を持つ「御用留」^②は同年から慶応三年（一八六七）十二月までの御用達の業務を摘記したものであるが、そのほとんどは大浜役所が扱う金融にかかわるものである。冒頭には次のような記載がある。

〈史料一〉

天保十二年

丑十二月

御預り証文有り

一金百両也

但シ利足年五分ニテ拾ヶ年済

御預ヶ分

右者当村方窮困候ニ付

^{〔平出〕}御役所江右之金子差出シ、御同所ニ而利永壹割ニテ右之金子外江御貸附相成、右利違ヲ

以村方仕法立助成ニ相成候趣被仰渡、右金差出し申候、拾ヶ年相立候上御下ニ相成引合、為念記置者也

尤村方長百姓方も夫々差出シ仲間有之候、寅方亥迄十ヶ年相立候節皆済

寺田家が金一〇〇両を大浜役所に抛出し、それをいづれかの者に年利一割で貸し出し、寺田家に入る利子五%分との差額五%分を村方仕法助成に役立て、元金は一〇年後に戻すという内容である。これは机上の方策ではなく、その後実際に運用されたことが本史料の記述によって裏付けられている。ともかくも、年一〇両が運用益としてあり、そのうち

五両は寺田家に入り、五両は村方へ下げ金されるという仕組みであったのである。

ところで、この一〇〇両の村方助成への役立てという仕法枠組みは、天保期に始まったのではなく、実際は文政期には計画立案されていたことが、他の史料¹³からうかがえる。次に示そう。

〈史料2〉

願書之内

御用千二百五十両并村方困窮ニ付御仕法金百両被 仰付

文政二卯年二月十七日日記写 丸山類輔認

一花園村助郷等有之村方困窮及候ニ付、先達而拝借金相願伺置候処、未御評議中ニ候処、此度同村傳兵衛に差上金千両之内ニ而、金百両村方拝借之方江除置、同人引受致世話、追而上納之積申渡相済候間、村方江其段可申渡旨申来候

文政十二丑年十二月十六日御用書写 高見澤純助認

一花園村之儀去ル文政二卯年困窮難涉之次第申立拝借相願候処、其砌寺田傳兵衛其表江出府ニ而被仰含も有之、同人積金上納之内ニ而立金致、当十二月迄ニ村方江助成金百両無滞差出候様、村方并傳兵衛に相届ケ申候間、此段宜被仰上可被下候、且ツ又寺田傳兵衛義積金も千二百五十両上納之積、并別段村方江も金百両差出候間、都合千三百五十両差出申候振合ニ御座候、此段も御含得貴意置候、此状被仰上置可被下候

この史料は、沼津藩大浜陣屋役人の丸山類輔と高見澤純助が文政二年（一八一九）と同十二年（一八二九）にそれぞれ認めた記録類の写であるが、冒頭の記載を見る限り、そもそもは寺田家が御用金一二五〇両と村方仕法金一〇〇両を負担することを示すために編まれたように思われる。文政二年時では、花園村が困窮を訴えて村拝借金を求めてきたのに対し、寺田家が差し出す予定の一〇〇〇両のうちから一〇〇〇両を村方拝借分に引き当て、同家が世話をするという対

応が示されている。また、文政十二年段階では、寺田家が積金として一二五〇両上納する予定であり、ほかに村方へ一〇〇両抛出して、合計一三五〇両を差し出すことになるとしている。この計画の中で、一〇〇両分が自村への仕法金として廻されたのであった。

さて、この積金は本来沼津藩への調達金の一種と考えられるが、御用達から集めた資金を沼津藩は藩財政に用立てたり、運用に回したりしていたと考えられる。積立ての期間は一〇年を基本単位としていたが、実際文政十二年に計画されたものが一〇年後にどうなったかは、他の御用金覚帳(註)の中で天保九年の年紀を入れた次の記述に示されている。

〈史料3〉

一金三百六拾九両貳分 永式百四拾三文四分 但御貸出シ証文ニ而

右者花園村寺田傳兵衛様積金上納為見当差出シ置候ニ付、夫々御貸付被下置候処、此度傳兵衛江私共互對談之上御下ケ金御願仕候処、早速御聞濟書面之通御下ケ慥ニ請取申候、然上ハ同人積金当暮上納分八拾両也私共引請仕、来ル十二月十五日限無相違上納可仕候、右上納金之儀ニ付期月聊御苦勞筋相掛申間敷候、依而一札如件

大浜村割元名主連印

天保九年戌

戸右衛門

十一月

倭助

大ハマ

勘左衛門

御役所

前書之金子年来御苦勞筋相願候処、此度割元江對談之上御下ケ金相願候処、早速御聞濟被下置難有仕合奉存候、依而為念奥書印形差上申候、以上

寺田傳兵衛 印

右之通願書差出シ 御役所方御下ケ、則大浜割元江貸二成、尤十二ヶ年濟割元方相願候ニ付、段々用捨等仕年賦聞濟也、此表相濟店年賦帳江記ス者也

要するに、寺田家が行っていた積金は同家に戻るのではなく、約三七〇両が大浜割元庄屋連中の希望によって彼らに下げ渡され、寺田家から庄屋連中の管理へと引き渡される格好となったのである。この史料にはこの金融がいかなる目的でなされたか記されていないが、割元庄屋らによる郷借とみられるので、大浜陣屋支配村々への資金的融通であった可能性が高い（後掲の史料により裏付けられる）。返済方法は一二年賦で用捨するとあり、寺田家としてもこの金融による利産みを目的にはしていないと思われる。つまり、藩財政にかかわる積金がやがて沼津藩支配の三河村々の地域成立のために向けられたのであり、豪農寺田家の地域での役割の一つとして特記してよいであろう。

なお、寺田家は天保九年にも積金として八〇両上納（貸付百姓からの返金と同じ意味）することになっていたが、その分については割元名主連中が立て替えるとしている。これは、寺田家が貸付金回収において不安定に陥る（後掲史料による裏付けあり）可能性のあることを、地域有力者が認識していたことを物語っている。

ところで、御用達の任務は地域の賄いだけではなかった。言うまでもなく、御用達は領主の非常時の出費への対応を特に求められた。天保二年（一八三一）、沼津藩は御用達らに臨時入用負担を突然求めてきたが、三河の御用達肝煎であった中根又左衛門より寺田伝兵衛らに宛てられた書状¹⁵を次に掲げよう。

〈史料4〉

一筆啓上仕候、甚暑之節ニ御座候得共、被為揃益御勇健可被遊御座奉賀寿候、然者 御役所方臨時御入用ニ付、御用達御仲間内にて金貳百両七月朔日迄ニ御用達上納可仕被仰付候、御返済者九月晦日限りと被仰聞候間、御上右御承引可被下候、依之御壱人様ニ付金貳百両宛御上納可被下候、外様江者此頃暑氣御見舞ニ御出有之候ニ付、此頃右之御割合申上候ニ付、御連名にて奉申上候儀龜略之至御免可被下候、先者右之段奉申上度如是御座候、恐惶謹言

六月十八日

寺田傳兵衛様

山本勘右衛門様

玉床下

中根又左衛門

天保二年卯六月十八日九ツ時参着

この前年に幕府は酒造制限（石数三分の一削減）を命じて⁽¹⁶⁾経済緊縮の動きを見せるとともに、江戸商人に御用金を課して、幕府の財政立て直しを図っている⁽¹⁷⁾。その政策を打ち出したのが、沼津藩主で老中の水野忠成^{ただあき}であった。水野氏は、それに合わせるかのように、自らの領内の御用達にも調達金を課したのである。沼津藩全体でどれくらいかは分らないが、大浜陣屋管下では金二〇〇両が求められ、御用達一人当たり二二両の出金を求めるものであった。大浜陣屋管下では九〇名の御用達がいたものと考えられる。七月一日までと期限を切っているのは、盆前勘定への充当が理由であったからであろう。沼津藩財政は各期の決済にも十分対応できないほど悪化していたのかもしれない。調達金は領主側の借金であり、きちんと返済されることが通例であった。返済はわずか三か月後の九月晦日であり、まだ年貢収納もないことから、沼津藩は別口の金融を受けられる見込みがあったものと推定される。ともかくも、こうした領主の支払勘定に直接絡むところでの対応が御用達の任務であった。

2 寺田家を通じた地域・村内への融通

本節では、寺田家の対領主の役割ではなく、前節でも触れた地域・村社会での役割について更に深めていく。前節で、割元名主らが寺田家積金下げ渡し分から郷（村）借して、それを各村の百姓に融通したのではないかという

仮説を提示したが、実際に花園村内での寺田家を通じた融通のありようを見てみよう。次に掲げる史料は、文化十二年(二八一五)に同村百姓一八名が同村村役人衆中に宛てた御役所拝借金証文である。

〔史料5〕

御拝借申金子之事

一金百拾五両者 但シ文字金小判也

右之金子御拝借申儀者私共追々困窮ニ罷成、当冬者必至之差支相続難相成難涉仕、既ニ御年貢上納ニも相抱候程之義ニ付、今般無余儀御願申上候所、五人組頭衆中御引請ニ而當村傳兵衛方ニ 御役所様方御拝借金有之由、以御取次右之金子書面之通御拝借仕、只今慥ニ請取申所実正ニ御座候、此金返済之義者元利金之内金拾九両ツ、来ル子年方寅年迄十五ヶ年之間、毎年十月十日限ニ聊無遲滯急度御返済可申上候、縦如何体之凶年又者有障之筋出来仕候共、御大切成御拝借金之内格別御厚情ヲ以元利年済被仰付候段、誠以難有仕合ニ奉存候、尤御日限之通少も遲滯仕間敷候、勿論前文之通五人組頭御引請被下候上者、各々様方ニ少茂懸御苦勞申間敷候、為後日証文、仍而如件

借用主 嘉 六

：(一六名略)：

兵 吉

五人組惣代

引請人 佐 平

文化十二乙亥年十月

同 吉右衛門

同 喜兵衛

同 繁右衛門

村御役人衆中

前書之通少茂相違無御座候、若如何様之儀出来致候共、村役人五人組頭江引請け取立可申上候、仍之私共奥印いたし候、縦令役人替り候共、後役之者江申送り、聊違変致間敷候、以上

引請人

組頭 庄次郎

亥十月

同 藤 吉

庄屋 彦九郎

当所

傳兵衛殿

この史料から分るのは、伝兵衛方に御役所からの拝借金があり、そこから金一一五両を村民一八名が借用し、一五年間に亘り毎年一九兩ずつ返済していくことを約束していることである。先に見たように、役所の資金といつても実際は伝兵衛出資であり、それを御役所金として拝借したのである。この一九兩というのは元金一一五兩の一六・五%にあたるが、これは当時の公金貸付の年利一五%とほぼ同じである。市中の二〇%や二五%の年利に較べれば若干低利ではある。その利子分のみを一五年間返済すれば元金までも返済できるという仕法の枠組みが見て取れる。もちろん、最終的には二八五兩を払うことになり、元金の倍以上になるのであるが、こうした年賦の返済方式は借用する側にとつてみれば存外気安かつたのかも知れない。ややためらいはあるが、決して高利貸とはいえない、融通の範疇に入れてもよいものと考ええる。

地域・村内百姓への金融は、上記のような村借的なものだけでなく、諸個人への貸金という形でも行われた。文化十一年（一八一四）から文政五年（一八二二）までの貸金滞りを記した帳簿¹⁹には一一件の記載がある。八年間で一一件であるから、年間一、二件しか焦げ付きは見られず、存外、貸付金に対する返済は滞ることなく行われていたことがうか

がえる。そこには次のような記述がある。

〈史料6〉

文化十三年丙子年十二月晦日付かへ

〔A〕村非人頭

一金壹分

團平

右者去ル戌十二月廿四日かき遣し候処、来ル亥秋返済引合ニ有之候得共、同亥十二月廿九日挨拶有之、無利足ニ而付かへニ致し遣ス、夫より右之通子十二月晦日挨拶有之候まゝ、二而、其後沙汰なし

これは、文化十一年（一八一四）非人頭團平に金一分を貸したところ、翌年秋に返済することが約束されていたが、同年末に挨拶があつて無利息での貸付に付け替えられ、その翌年の挨拶以後は何の連絡もないということを示している。融資の相手が非人頭という特殊性はあるが、寺田家は極めて鷹揚な対応をとっている。決して厳しい取り立てが行われてはいないのである。返済が叶わない場合は無利子に切り替えるという融通的措施も行いながら、地域における貸付金融機関の役割を果たしていたことが窺える。

3 地域における預け入れ金融機関としての役割

寺田家の地域における金融機関としての役割は貸付機能だけではなかった。逆に預け入れを受け、預金者に利子をつけて戻すという、現在の銀行―預金者的な関係も有していた。次の二つの史料⁽²⁰⁾を見てみよう。

〈史料7〉

預り申金子之事

一金五拾両也

但 文字金利足

此訳ケ

内金拾兩四月十二日請取

内金四拾兩五月六日請取

〆金五拾兩也

右之金子慥ニ請取預り申処実正也、利足之儀者年々貸附ニ寄り差出シ可申候、元金御入用之節者此書付ニ引替何時成り共御渡可申候、為後日預り金証文、仍而如件

花園村

文化十四丁丑年五月

寺田傳兵衛(印)

大浜村

角谷勘藏殿

〈史料8〉

御預ケ申金子請取之事

一金五拾兩也

外ニ金壹兩也 御利足

右之通只今御戻シ被下、則慥ニ請取申候、并御預り書其元様江御帰し申候間、御請取可被下候、則此所相済、仍而証文如件

文政三年

大浜村

辰四月廿八日

勘藏(印)

寺田傳兵衛様

前者は、文化十四年（一八一七）寺田家が浜村の角谷勘蔵から二回にわたって金五〇両を預かり、年々利息を払い出し、その元金〓預金は勘蔵の求めに応じていつでも返金すること示す。後者は、三年後の文政三年に寺田家が勘蔵の預金五〇両と利息一両を払い戻し、その受取を勘蔵から寺田家に出したものである。ここには、まさに銀行の預金業務とまったく同様のあり方が示されている。年利は二%と、預金の金利としては非常に低く設定されているが、これは寺田家の地域金融の方針が低利融通を旨とするものであり、同家の貸出年利が一般の市中金利よりかなり低く設定されていたからであろう。同家に預金する側もそれを承知していて、低利であろうと、同家の信用を背景に、安定的に確実に利回りを得られることを期待して預金を行っていたと推定する。

また、寺田家の金融機能の中には、いわゆる当座預金のような、利子をつけることを前提としない、とりあえず現金を預かっておくという業務もあった。次の史料²¹を掲げる。

〔史料9〕

預り申金子之事

一金百両也

但、文字金也

慈門殿分也

右之通無利足ニ而封之儘儘ニ預り申処実正也、御入用之節者無相違相渡可申候、尤火難・盗難構無御座候、為念仍
如件

花園

文政九年戊七月五日

寺田傳兵衛（印）

竹村

光恩寺殿

（裏書）

「文政十丁亥年九月朔日返済」

文政九年（一八二六）竹村光恩寺の慈門は金一〇〇両を寺田家に無利息で預けている。それは封のまま、つまり現金に一切手を付けずに封紙に入れて預ける方式である。裏書にあるように、ほぼ一年後にその一〇〇両は寺側に戻されていくのであるが、ここで重要なのは史料中にある、火事や盗難にあってもそれを保証すると言う文言である。現金を多く有する者が何らかの不安を抱えてそれを保有するよりも、保証をもつて保管してくれる者があれば、それに預けておくのがより安心である。寺田家は、そうした現金保有者の金庫的業務（無利子であるので当座預金的なもの）と理解することも可能）を担っていたと考えられる。

但し、史料中にあるように、封をしたままただ預かっていたら、金融機関としては全く利潤を生むことはない。おそらく、返済に際して封をして戻すという意味での預かり方であり、預かった資金は当然貸出に廻していたと見てよいであろう。

4 金融講を通じた地域内融通

本節では、金融講（頼母子や無尽など）を通じて地域内で寺田家が果たしていた融通の役割について検討する。まず次の史料²²を掲げる。

〈史料10〉

売渡し申頼母子之事

一小山村敬専寺 頼母子半口

代金貳拾三両也

此利足式兩壹分ト三匁

右者貴家様ニ而去ル寅年冬金貳拾三兩也御借用申候所、私身上向甚六ヶ敷候ニ付、右頼母子御借用金丈ニ御買上被下候様段々御頼申上候所、御勘弁之上御承知被成下千万忝奉存候、然ル上者右頼母子本帳当卯十二月貴殿之御名前ニさし上申候、右仕法立ニ而御頼申上候儀ニ御座候得ハ、頼母子口合故障之儀少茂無御座候、万一異変之儀出来仕候ハ、加判之者罷出急度埒明貴殿江少も懸御苦勞申間敷候、毛頭相違無御座候、為後日依而如件

小山村

天保二年

頼母子売主

卯十二月

岡本左衛門（印）

引請人

岡本嘉左衛門（印）

花園村

寺田傳兵衛殿

この史料は、頼母子講加入口数が借金弁済に当って活用される様子を示している。天保二年（一八三一）の暮、小山村の岡本左衛門は自身の加入している頼母子講の半口分を寺田伝兵衛に売却することで、前年に伝兵衛から借りた金二三兩の弁済に充当しようとしている。岡本氏は借金の分だけ頼母子を買い上げてくれるよう願っているが、単に半口分伝兵衛が代わりに加入するだけでは借金の返済とならないことは言うまでもない。これからも岡本氏は当初の口数分だけ掛け続け、落札した時にその半口分を寺田氏側に差し出すという約束であると考えられる。そのため、頼母子講の帳面に寺田氏の名前を半口分書き加え、岡本氏の分を半口減らすという手続きが取られたのである。

いうまでもなく、頼母子講はすべてが満会までいって終了するとは限らず、途中で落札者の取り逃げや、加入者の掛

け金滞納で、講自体が頓挫することがまま見られた。近世後期では常に金融講の何割かは反故になっており、信用を有する者たちのつながりによって形成されていたにもかかわらず、金融商品として決して安心できるものではなかったのである。それゆえ、岡本氏の弁済方法は頼母子講証券Ⅱ手形による、非常に不安定な方式だったと見て間違いない。但し、岡本氏と寺田氏は姻戚関係かそれを媒介した関係にあると推定され（寺田氏は刈谷の小山村から花園村に入ったとされ、同家の記録²³には子供の祝い事で小山村の柵左衛門が関わっていることが確認できる）、そうした特別な関係の上での、融通の対応だったことも想定できる。

次には、百姓助成として直接講が行われていた事実を示す。掲げる史料²⁴をご覧頂きたい。

〈史料11〉

（封表裏）

一 大浜村取持惣代

花園村

鈴木戸右衛門

寺田傳兵衛様

岡田又右衛門

尊下

封 十一月十日

一 輪啓上仕候、寒冷之御座座候得共、弥御勇健被為有御座候条奉賀候、然者先達而角勤へ御寄合之節御願申上候片桂頼母子講之儀、臨時差支等出来無余儀差延申候処、弥以来十九日初会相勤可申積りニ治定仕候間、御案内旁今日御加入願ひニ差出申候、付而者此間片五方へ為御菓子料御一封御恵投被成下難有受納仕候得共、兼而御承知も可有御座候得共、片桂儀五六年以前より頼母子相企候得共、時節柄悪敷差控罷有候処、追々拝借金相嵩極難渋罷有候、今般夫々様へ御継り申候而頼母子相応口合出来申候而も、家屋敷売払、其上返上納不足、親類弁金可仕候仕義御座候間、御事多御中恐入奉存候へ共、何卒多少御加入被成下候様伏而奉願上候、右ニ付 頂戴之御一封御返上奉申上候

間、不惠御承引幾重ニも御加入之程奉願上候、余者使口上を以御願可申上候間、宜御承引被為有可被成下候、恐惶
謹言

十一月十日

大浜村

鈴木戸右衛門

岡田又右衛門

寺田傳兵衛様

尊下

尚々、家宅建前不残売払申候間、乍憚御地辺ニ御替之方も御座候ハ、御取持奉願上候、以上

大浜村の片山氏（史料では「片桂」とあり、別の史料から片山桂助であることが確定できる。注25の史料から、この人物と寺田家は糶汰味噌すなわち糠みその取引を行っていることが確認できる）が、五、六年前から頼母子講を企てながらも、非常に経営を悪化させていたため講を差し控えていたこと、そして助成を目的とした頼母子講がやっと具体化したことが分る。その取持人物代の鈴木氏と岡田氏から、伝兵衛にもぜひ頼母子講に加入して欲しいとの依頼が来たのである。「片桂頼母子講」がそれであり、先に金五〇両を寺田家に預金していた角谷勘藏のところまで寄合があり準備が進められていたとある。しかし、臨時の差支えが生じ延期されていたが、今ここで実施に向けその案内が出来るようになったのである。

大浜の片山氏は三氏あり、「菓子料」云々の記述のように、伝兵衛は他の「片五」即ち片山五兵衛とは連絡を取って合っていて、この状況は把握していたに違いない。ここに改めて片山桂助の助成を正式に依頼されたのである。但し、同家はあまりにも負債が大きく、頼母子講が実現できても完全に立ち直らせることは出来ず、家屋敷を売却して、更に親類が弁済する計画であることが示されている。おそらく、「臨時」の故障が申し立てられ、片山桂助家は分散仕法に

まで立ち至らざるを得なかったのであろう。それをしなければ地域が納得しないような状況が作られていたのだと思われる。「尚々」の部分にあるように、建物はすべて売却するので、伝兵衛の周辺でそれを購入する者がいないか、取り持ってくれるようにも依頼しているのである。片山桂助家は名跡を残して大部分は処分されたものと考えられる。

以上二つの事例からではあるが、寺田家が金融講を通じて地域とかわり、有力な豪農たちとつながって、それを守り援助するような環の中にあつたことが理解されよう。もちろん、金融講にはいわゆる投資Ⅱ金融商品としての側面があり、単純に片山桂助を助けることが目的だとは言いきれない側面もあるが、この講に集う者たちは原則として講親の助成即ち相続（ちなみに片山桂助は従来どおりの相続は無理と判断されている）を目途とすることを了承した上で参加したのであろう。

5 寺田家の経営的危機と地域

本節では、村・地域社会で融通を行いながらも、決して順風満帆ではなかった寺田家の経営状況を検討する。次の史料を見てみよう。長文ながら、寺田家の近世後期の相続と成り立ちの分る史料⁽²⁷⁾なので、煩を厭わず全文を掲げる。

〈史料12〉

乍恐以書附奉願上候

一去ル文政二己卯年江戸御屋敷鋪江被召出、非常為御手当二十ヶ年積金御用千貳百五拾兩被 仰付候処、大金之儀ニ御座候故早速御請も奉申上兼、御減し之儀奉願上候処、御用達之者共江一同被 仰付候御事ニ候得者、外之者共引立ニ茂相成候義ニ有之候間、先々速ニ御請可奉申上旨被 仰渡、尤恐悦之御儀も有之候節ハ流ニ茂可被仰付候間、追々申聞候通外々之御引立ニ相成候事故御請奉申上候様被 仰渡候ニ付奉畏候、然ル所前文奉申上候去ル文政二己卯年蒙 仰候処、同翌辰年三月先亭主病死仕候処、男子無御座幼年之女子計ニ御座候ニ付、年頃ニ相成候

ハ、養子仕候心組ニ而後家ニ而年送りニ仕居候所、亭主死去後諸帳面相改候得者、存外所々ヲ預り金并ニ借入金も多分ニ有之、右之外無尽講返金等迄も多く有之、如何可仕哉と当惑仕居候所、亭主死去いたし候事ニ御座候得者、右借入方并ニ預り金主ヲ敵數催促仕候ニ付、無拋追々ニ右金子返済方仕候故、殊之外元手金手薄ニ相成、數十ヶ年仕来り候酒造も相成兼候ニ付、先代ヲ持来り候千式百石積之大船も御座候得共、是を売払元手金ニ仕候而少々之酒造仕候而四年余り暮し候処、家事取締惡敷、其上女と申不仕合ニ御座候而、相庭違猶又難船等も有之候而存外之損失出来仕候ニ付、右之姿ニ而ハ、迫も相続出来難仕、己ニ滅亡ニ茂および候程之儀ニ御座候、然ル所私し義去ル文化七庚午年分家仕候而罷在候処、前文奉申上候通本家内輪甚六ヶ數後家之手ニ茂及兼候ニ付、同人并ニ親類共熟談之上本家大切之折柄ニ候間、本家江立戻り候而相続可致旨段々申聞候ニ付、目前ニ本家内輪六ヶ數儀存居候事ニ御座候故、少分之儀ニハ有之候得共、分家ニ所持仕候田畑家財等不残本家江差加え、妻子召連、文政七甲申年引移り申候、尤も先傳兵衛後家ハ隠居仕罷在候、且又私し義分家ニ居候頃、病身ニ而御座候得共、前文奉申上候通本家相統甚六ヶ數折柄ニ有之候ニ付、無拋引移り申候而何卒御用向も出情相勤申度奉存候ニ付、是迄迫も可成丈者儉約も仕罷在候得共、猶又心懸少分之義ニハ御座候得共、灯油・薪等迄茂成丈儉約仕候而、少之酒造外ニ綿・米等売買仕罷在候所、是亦不仕合ニ御座候而、相庭之高下ニ而存外之損失相懸り、誠ニ当惑仕、如何可相成哉と心痛而已仕罷在候所、前文奉申上候通之引続不仕合御座候ニ付、甚奉恐入候御儀ニハ御座候得共、迫も調達難出来心痛仕候ニ付、御用達仲間江右之始末相咄歎候所、去ル文政十一戊子年新堀村深見佐兵衛隠居廬山・横須賀村兵治隠居忠助売用ニ而江戸表へ相下り候ニ付、御屋鋪へ罷出右之始末相歎、段々御願奉申上候ニ付、御憐察被下置、御慈悲ヲ以半金程御年延被為仰付御儀定之御事ニ有之間、金五百両上納可仕旨被為仰渡候ニ付、則丑年金五百両上納仕候、右ニ付同年秋不奉存寄拝領物并ニ御扶持等迄茂被下置、誠ニ冥加至極重畳難有仕合奉恐入候、猶又外ニ当村方御救金右積金之内ニ而可相勤旨、去ル文政二己卯年被為仰渡候ニ付、去ル文政十二己丑年迄ニ金百両相勤申候所、尚又不奉存寄、其砌迪茂御目録等拝領被為仰付、冥加至極重畳難有仕合ニ奉存

候、然ル所最早殘金御年延年限来ル午年ニ相成候ニ付、多少共当年より上納可仕旨被為仰渡候ニ付、内輪甚六ヶ敷有之候得共、御儀定之事ニ御座候故、当正月廿六日金五十兩上納仕候、是迄上納仕候惣高都合金六百五拾兩ニ相成申候、然ル所斯迄ニ御慈悲ヲ以御手厚被為仰付候思召之所、ヶ様奉申上候段重々奉恐入候御儀ニ御座候得共、前文ニ追々奉申上候通先亭主蒙 仰付候直様翌年病死仕、後家ニ而四五年取計ひ候処、元手金薄く相成候上、色々損失相重り、猶又私し引移り取計御用向相勤度奉存候ニ付、聊之所迄茂心懸儉約仕罷在候得共、商向存外之手違ニ相成、大ニ損失仕、數代仕来り候造酒茂難相成候ニ付、無抛去文政十一戊子年休造仕候仕合ニ御座候、右之始末ニ御座候故、是迄上納仕候金子茂外に借入金ニ御座候得者、此上之所迫茂調達難出来奉存候ニ付、誠ニ奉恐入候御儀ニ御座候得共、無抛此段奉願上候、私し義も十人ニ相勝候病身、悴忝人御座候得共一向若年、下代共も三四人も御座候所、數年馴染候者無抛旧里江引取若年者育候得者、存外不埒等仕候ニ付、無余儀暇遣し、近頃ハ新参者兩人ニ御座候、前文段々奉申上候通身上向甚手細ニ相成、私し義ハ廿ヶ年已来病者、悴者若年、下代共ハ新参者故商向手広ニ仕候事も出来兼、只今ニ而者誠ニ当惑仕候次第ニ御座候、乍恐此段御憐察可被下候、乍併悴儀も今暫年を重候得者弁茂出来可申与奉存候、何卒御用向も出情為相勤度奉存候、重々奉恐入候御儀ニ御座候得共、御上様ニ茂數度御恐悅之御儀も被為在候御事ニ御座候得者、先年御内意も御座候御儀之通、右積金御用殘金之所、此度之儀御慈悲ヲ以御流ニ被為仰付被下置候様奉願上候、尤御儀定之御儀ニ御座候得者、御疎ニ茂難被為仰付御事ニ候得者、御流同様之御年延ニ被為 仰付被下置候様幾重ニ茂奉願上候、左様無御座候而者前文奉申上候通之仕合故、迎も相統難出来奉存候、此段以御慈悲願之通被為 仰付被下置候様奉願上候、以上

花園村

寺田傳兵衛

天保四癸巳年三月

大浜村

御役所

史料の概要をまとめると、おおよそ次のようになる。即ち、文政二年（一八一九）の沼津藩側の積金要請の段階から寺田家は困窮に陥っており、減額を求めたが許されなかったことが話の出発点である。そうしたところ、翌年に先代の寺田家当主が亡くなったため、女子のみの子供たちのいずれかに婿を取らせるまで中継ぎ的に後家が経営を行い始めたが、先代の預かり金や借入金が非常に多く、無尽講の返金も多く残っていたことが判明した。主人が亡くなったため不安を感じた預金者や貸付主（金主）が返金を求めてきたのでそれに応じたところ、元手金は手薄となり、数十年間続けてきていた酒造業も継統が危うくなったという。その対策として一二〇〇石積の大船を手放して資金を準備し、四年ほどは酒造を続けていたが、家事の取締りが悪く、そのうえ女性経営者という不運な材料もあって、相場での失敗、船の難破での損失と続き、このままでは相統も出来ず「滅亡」にも及ぶ状況に立ち至ったという。

そこで、寺田家の再建に立ち上がったのが分家の彦九郎であった。既に彼は文化七年（一八一〇）に独立していたが、本家の窮状について親類と相談のうえ、先代後家は隠居させて、文政七年に自らの田畑家財もすべて本家に持つていく形で本家を相続することとなったのである。彼は病気がちだったが、本家相続のため精を出し儉約に努め、酒造以外に綿や米などの商売も行った。ただ、相場の変動で大きな損失を出してしまい、自らの経営がどうなることかと心痛したという。そこで、このままでは領主側の求める調達金は出来ないの御用達仲間と相談し、文政十一年に沼津藩江戸屋敷に向いて窮状を訴えたところ、御慈悲の扱いを受け、積金Ⅱ調達金の半分は年延べとされ、金五〇〇両のみ上納することとなった。これに対して思いがけずに領主側は拝領物と御扶持までも下された。また、この積金の中から村方御救い金を出すよう文政二年時に指示があったので、同十二年までに金一〇〇両を出したところ、これもまた拝領物をいただき冥加至極であったという。そうしたところ、積金年延べの残金を少しでも上納するよう仰せ付けられたので、経営は苦しいが決定でもあったから、今年天保四年（一八三三）正月には金五〇両を上納した。これで、上納金の

合計は六五〇両になったのである。

ここで、当代（彦九郎改め伝兵衛）は再び自らの経営状況を精査し、規模を縮小しても継続してきた酒造は文政十一年に休造となつてゐること、これまでの上納金も借入金により賄われていること、そしてこれ以上の借入れは困難であること、更には経営内の中心であるべき自身の病弱、若年の息子の未熟さ、世代交代した手代らの商売上の不慣れ等の問題を列挙し、積金残分上納の「御流」即ち、中止を仰せ付けてくれるよう上申してゐるのである。ただ、積金は藩としての決定事項であり、それを疎かにすることも出来ないもので、「御流同様」の「年延」即ち、中止に限りなく近い長期の延期という形にしてくれるよう願つてゐる。

以上のように、この史料からは、寺田家の地域における豪農としての役回りと、対領主関係、卓越した地位・待遇とは裏腹な豪農仲間からの借入による経営賄の状況および苦悩が赤裸々に記されている。豪農といえども、家族の死去や病気などの個別的な事由により存外簡単に経営悪化を招くような状態にあつたことが窺える。

次に、寺田家が約束した沼津藩への取替金（村方助成にかかわる）を、割元名主らが受け継ぐことを示す天保十年（二八三九）の請書²⁸を掲げる。

〈史料13〉

証文一札之事

一金三百七拾両壹分永六文七分 御役所江御取替金

金八拾両 貴殿より戌十二月申上納金私共方相納候

金拾五両壹分永六文七分 是ハ御用捨

残金貳百七拾五両也 但し当亥年ヨリ来ル戌年迄十二ヶ年賦済之積り

一年々貳拾貳両三分式朱ト錢貳百八拾五文 積り

右之金子貴殿方 御役所江御取替被成候所、小前御貸付金ニ相成候所追々滞多分相成候ニ付、私共江世話致呉候様

被 仰付無抛御引請仕処、前書始末貴殿承知被成、依之私シ共方小前拝借取立、右拾式ヶ年賦無相違急度相勤可申候、為後日仍而如件

天保十年亥十二月

割本

倭助

同

戸右衛門

寺田傳兵衛殿

これは先の天保四年の積金の永年延期願から六年後に、もともと寺田家が引受けた積金からの藩に成り代わつての小前らへの貸付・取立の業務を、割元名主である倭助（斎藤氏で前浜新田開発主として碑文がある⁽²⁹⁾）と戸右衛門（鈴木氏で先に見たように片山桂助相統頼母子講の取持惣代でもあった）が寺田家から引き継いで行うことを約束したものである（天保九年の前掲史料の翌年のものであり、そこで言われていた中身がここで明確となっている）。即ち、寺田家は大浜陣屋へ金三七〇両一分余を出資しており、それを地域の百姓らへ貸し出し回収しようとしていたが、それがかなわず、本来の回収分八〇両は倭助と戸右衛門が同家に代わつて天保九年に上納し、一五両一分余を用捨してもらい、残りの上納分（回収残分）は二七五両となった。この残金を十二年賦で毎年二二両三分二朱と錢二八五文出金していく計画である。これが村々小前への貸付金となっていて、しかもかなりの部分が返済滞納となっているので、寺田家ではとても対応出来なくなっていたのである。当時、より財力があり、ある程度の焦げ付きがあっても持ち堪えられると判断された二人の割元名主が、豪農仲間である寺田家の窮地を救ったと考えられる。

以上二つの史料から、安定しているかに思われていた豪農寺田家の経営が、実際には非常に不安定な状態にあったことが確認できた。但し、豪農仲間は寺田家もそうしていたように、豪農を切り捨てることはせず、様々な場面で代替機

能を發揮し、できるだけ仲間の豪農を助成するように活動したのである。もちろん、その局面の違いで場合によっては分散・破産の手続きが取られる場合もあったであろうが、寺田家はそうした状況まで立ち至らず、不安定ながらも、地域の金融機関的な役割を發揮し続けたのであった。

おわりに

小稿では、中規模豪農の村および地域社会における金融活動の実態について、領主財政への積金、そこからの村々小前への融資、預け入れ機関としての役割、頼母子講による豪農連合としてのつながり等々の面から検討すると同時に、豪農同士が支えあう経営実態の中身についてまで言及した。それらを今一度まとめることはしないが、この検討を通じて得られた近世後期の地域における金融構造について、一般化できる点を列挙してまとめにかえたい。そのうえで、いくつかの課題を整理する。

豪農の金融活動は一村単位でなされることはまれで、沼津藩大浜陣屋支配という同一領内を基本として領内村々への村貸（その中で個別百姓への貸付がなされる）を行ったり、有力者への貸付あるいは預金受付、豪農仲間間での融通・助成を行ったりしていた。また、御用達として領内における領主機関の代替的活動が多かったが、領外とも繋がることがあった。その場合は、豪農の金融網、親類・姻戚関係を中心としたつながり、商売上のつながり、宗教上のつながり（ここでは竹村の光恩寺との間に見る真宗本願寺派でのつながり）等々による紐帯をもとにしていった。

そうした金融活動を領主や地域の期待に応えるように行う一方で、片山桂助家の経営破綻の事実、それから寺田家の本家・分家の統合による家経営の相続と危機的状況への対応等の事実から、豪農といえども近世期には常に経営不安は付き纏っていたと言えよう。特に中規模以下の豪農には、領主への調達機能と地域への融通機能を積極的に果たすための反動として大きな不安が伴っていたことを銘記しなければならない。

今後の課題としては、村及び地域での再生産過程の状況と具体的にどうつながっていたのかという、最も根源的な部分に言及しなければならぬと思う。小稿では、そうした金融活動の貸借・返済のレベルまでしか言及できなかったが、問題はその先である。融資されたものがほとんど年貢未進に回されたものであっても、それを得た経営が実際どのような形でその後展開するのか、追跡調査できるような史料を探索して検討することが求められよう。また、豪農仲間での融資後のやり取りを個別具体的に更に深く分析することが求められよう。そうすることで、地域金融全体の構造がやっと生々しく見えてくるのだと考える。これまででは、豪農仲間を中心とした地域の信用構造の成り立ちというところまで言及してきたが、それを更に実態的に見ていくことが重要であろう。

以上、豪農に関わる地域金融のあり方について問題を整理したが、そうした課題をやり抜くことで、地域における豪農の位置にかかわる議論を新たに進展させることができると思う。その先に、佐々木潤之介氏の豪農論（高利貸し的人格を基本としつつ、高利貸し・地主・富農の側面を一体として理解）や渡辺尚志氏の豪農類型論（村の実情を考える豪農・考えない豪農・政治化する豪農など）を超える手立てがあるように思えてならない。

注

(1) マルクス『資本論』における、いわゆる「厳密な意味でのマニユファクチュア段階」という記述を日本社会に適用して、近世幕末社会の経済段階（生産と流通）はそのレベルにまで達していたとして、日本資本主義の展開を論じた。服部『明治維新史研究』（白揚社、一九三三年）等を参照。

(2) 藤田氏は服部氏のいわゆる「厳マニユ論」に触発されて、日本近世後期はマニユファクチュア段階にあり、それを牽引したのが豪農である（ただし、豪農はヨーロッパのようなブルジョアジーには発展できず、幕末維新期の経済過程の中で上昇転化し寄生地主化を遂げた）とし、その後の豪農論のさがけとなった。藤田『封建社会の展開過程』（有斐閣、一九五二年）参照。

(3) 佐々木氏の豪農論では、豪農は村方地主から出発した（古島敏雄氏の影響による）ものとして、中近世移行期すなわち近世初頭から村社会に君臨し、譜代・下人や小百姓を経営基盤に組み込みつつ、商人・高利貸し・地主的な側面を併せ持った富裕農として成長し、

やがて商品生産の地域的展開の中でブルジョア的内実も有してくると概念化される。そのブルジョアの側面の対極に労働力を販売する賃雇いのプロレタリア的要素を有した小百姓や無高層がいて、彼らが半ばプロレタリア的な集団として「半プロ」層として概念化されるのである。ここで豪農論は近世後期と幕末の議論ではなく、近世全体のものとなってきたのであるが、プロレタリア的要素を位置づけるために、やはり近代の側から形作られた議論（概念化）であることは間違いないだろう。佐々木「幕末社会論」（塙書房、一九六九年）などを参照。

(4) 渡辺氏は、佐々木豪農論を乗り越えるため、草莽の志士型か在村型か、自己経営優先か否かなどを指標とした豪農の類型論を展開した。渡辺『近世村落の特質と展開』（校倉書房、一九九八年）参照。

(5) 岩田氏は「豪農経営と地域編成」（『歴史学研究』七五五、二〇〇一年）において、全国市場との関係性を踏まえつつ、豪農の地域的な活動状況を極めて豊かな実態分析をもって描き出している。

(6) 拙著『日本近世農村金融史の研究』（校倉書房、一九九六年）を参照。

(7) 渡辺尚志氏は「近世地域社会研究の可能性―地域の視座から全体へ―」（須田努他編『歴史を学ぶ人々のために―現在をどう生きるか―』（岩波書店、二〇一七年）の中で、豪農と地域金融の重要性について、福澤徹三氏の著作（『一九世紀の豪農・名望家と地域社会』思文閣出版、二〇一二年）や拙著（『日本近世地域研究序説』清文堂出版、二〇〇八年）を紹介しながら解説している。また、この問題については東野将伸氏が近年多くの論稿を発表しているので、そちらも参照されたい。例えば、東野「宝暦―文政期の豪農金融と地域社会」（『歴史科学』二二〇・二二一合併号、二〇一五年）や同「豪農経営と親族ネットワーク」（『ヒストリア』二四九号、二〇一五年）、同「近世後期の頼母子運営と豪農」（『地方史研究』三七四号、二〇一五年）等である。

(8) 拙著『近世尾張の地域・村・百姓成立』（清文堂出版、二〇一四年）を参照。

(9) 天保十二年正月「寺田伝兵衛家徳方・有物・入用方金銭等書上帳」（『新修豊田市史』資料編近世II、豊田市、二〇一六年、史料番号466）。以下、断らない限りは、すべて本資料編からの出典とし、史料名と史料番号のみを記す。

(10) 年月未詳「嘉永三年から安政七年までの沼津藩御用勤め方につき寺田伝兵衛届書下書」（史料番号460）を参照。

(11) 明治三年十一月「小作年貢米につき花園村名主寺田二平より寺田伝一郎宛通帳」（史料番号468）から、そうした本家―分家の関係が読み取れる。

(12) 天保十二年正月から慶応三年十二月「沼津藩大浜陣屋御用達花園村寺田伝兵衛御用留書」（史料番号451）。

- (13) 文政十二年十二月「村方困窮助成のため寺田伝兵衛積金上納につき高見澤純助等作成の御用書写」(史料番号455)。
- (14) 文政二年十二月から同十二年十二月「御用積金元利勘定につき花園村傳兵衛作成の覚書」(史料番号454)。
- (15) 天保二年六月「沼津藩臨時人用上納金依頼につき中根又左衛門より寺田伝兵衛宛書状」(史料番号456)。
- (16) 天保元年十一月に、老中より大目付宛で酒造三分の一を減らし三分の二とすることを命じる触れが出されている。『御触書天保集 成』下(岩波書店、一九四一年)六一六四号文書。
- (17) 天保元年三月に、幕府は江戸札差商人に対して御用金を課し財政建直しを計っている。本庄栄治郎『日本社会経済史』(改造社、一九二八年)四六二頁の記述を参照。
- (18) 文化十二年十月「寺田伝兵衛方の御役所拝借金一一五両借用につき花園村百姓より同村役人宛連判状写」(史料番号472)。
- (19) 文化十一年から「寺田彦九郎貸金滞覚帳」(史料番号471)。
- (20) 文化十四年五月「利息付預金預かりにつき花園村寺田伝兵衛より大浜村角谷勘蔵宛請書」(史料番号474)・文政三年四月「利息付預金戻りにつき大浜村勘蔵より寺田伝兵衛宛請取証文」(史料番号475)。
- (21) 文政九年七月「無利息封金一〇〇両預かりにつき花園村寺田伝兵衛より竹村光恩寺宛請書」(史料番号476)。
- (22) 天保二年十二月「敬専寺頼母子半口売渡につき小山村岡本左衛門より花園村寺田伝兵衛宛請書」(史料番号477)。
- (23) 文化七年十二月「花園村寺田伝兵衛分家彦九郎家諸事記録」(史料番号461)。
- (24) (年未詳)十一月「片桂頼母子講加入依頼につき大浜村鈴木戸右衛門等より寺田伝兵衛宛書状」(史料番号479)。
- (25) (年未詳)卯正月「糶取引につき大浜片山桂助より寺田・佐兵衛宛売付状」(史料番号489)。
- (26) 大浜村の片山氏は桂助家のほか五兵衛家と三郎右衛門家があり、廻船問屋としての「片五」(五兵衛家)が最有力であった。「片桂」(桂助家)は綿、「片三」(三郎右衛門家)は酒を主に扱う商人であった。
- (27) 天保四年三月「難渋のため積金減額につき花園村寺田伝兵衛より大浜役所宛願書写」(史料番号457)。
- (28) 天保十年十二月「役所から小前貸付金一二か年賦取立につき割本倭助より寺田伝兵衛宛請書写」(史料番号478)。
- (29) 碧南市河方町には斎藤倭助の業績をたたえる頌徳碑が立っている。
- (30) この点については、とりあえず注8の拙著を参照。